

16 避難情報とは

水害や土砂災害、高潮、そして記憶に新しい東日本大震災の津波などの自然災害が発生したとき、あるいは発生のおそれがあるときに市長から発表されるのが、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」です。避難情報は、必ずしも指定された避難所に避難することを促すものではなく、災害の状況に応じて近くの集会所、近隣の安全な建物又は自宅の二階等、安全を確実に確保できる場所を選んでください。

「避難準備情報」とは

人的被害発生のおそれが高く、事態の推移によっては、避難勧告や避難指示発表の可能性があるときに、避難に向けた準備を呼びかけるものであるとともに、避難に際して時間がかかるような要配慮者（高齢者、身体障害者等）に対しては、避難を開始することを促しています。

居住者等に求める具体的な行動としては、要配慮者は計画された避難場所への避難を開始し避難を支援する人は支援行動を開始する、要配慮者以外の人は、家族等との連絡、非常持出品の用意等の避難の準備を開始する、となっています。

「避難勧告」とは

「避難勧告」は、対象地域の居住者や滞在者等の生命・身体の保護を目的として、安全な場所への立退きを求め、早めの避難を促すために出されます。居住者等を拘束するものではありませんが、発表する市長は、その「勧告」を尊重することを期待して避難を勧め促します。

自らや家族等の身の安全確保を第一に考え、市長から避難勧告が出されたら避難を始めることが重要です。

「避難指示」とは

「避難指示」は、「避難勧告」の状況よりも、さらに水害等の災害の危険が切迫している場合に出されます。避難勧告に従ってすでに避難した人は、迅速かつ確実に避難を完了する必要がありますし、まだ避難していない人はすぐに避難しなければいけません。もし、避難する（時間的）余裕がない人は、生命を守るための最低限の行動をしなければならない段階です。

「避難指示」は市長からの避難についての「命令」の意味だと認識し、出来るだけ早く近くの避難所や安全な場所に避難しましょう。

類 型	内 容
自主避難の呼びかけ	(各市町村において独自に行っているもの)
避難準備情報	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のため立退きを勧めまたは促す行為
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるための行為
警戒区域の設定	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる

出典：中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」報告書(平成24年3月)より